

電波利用料制度への意見について

2010年5月12日

イー・モバイル株式会社

電波利用共益事務の本来の考え方は維持すべきだが、以下の3点についての意見を申し上げたい。

①電波利用料の予算規模

- ・電波利用料の予算規模は、現在のレベルより大きくならないようにすべき
- ・電波利用料の“歳出 = 歳入”のバランスを確保すべき

②電波利用料の使途

- ・使途項目内の見直し、及び項目の縮減をすべき

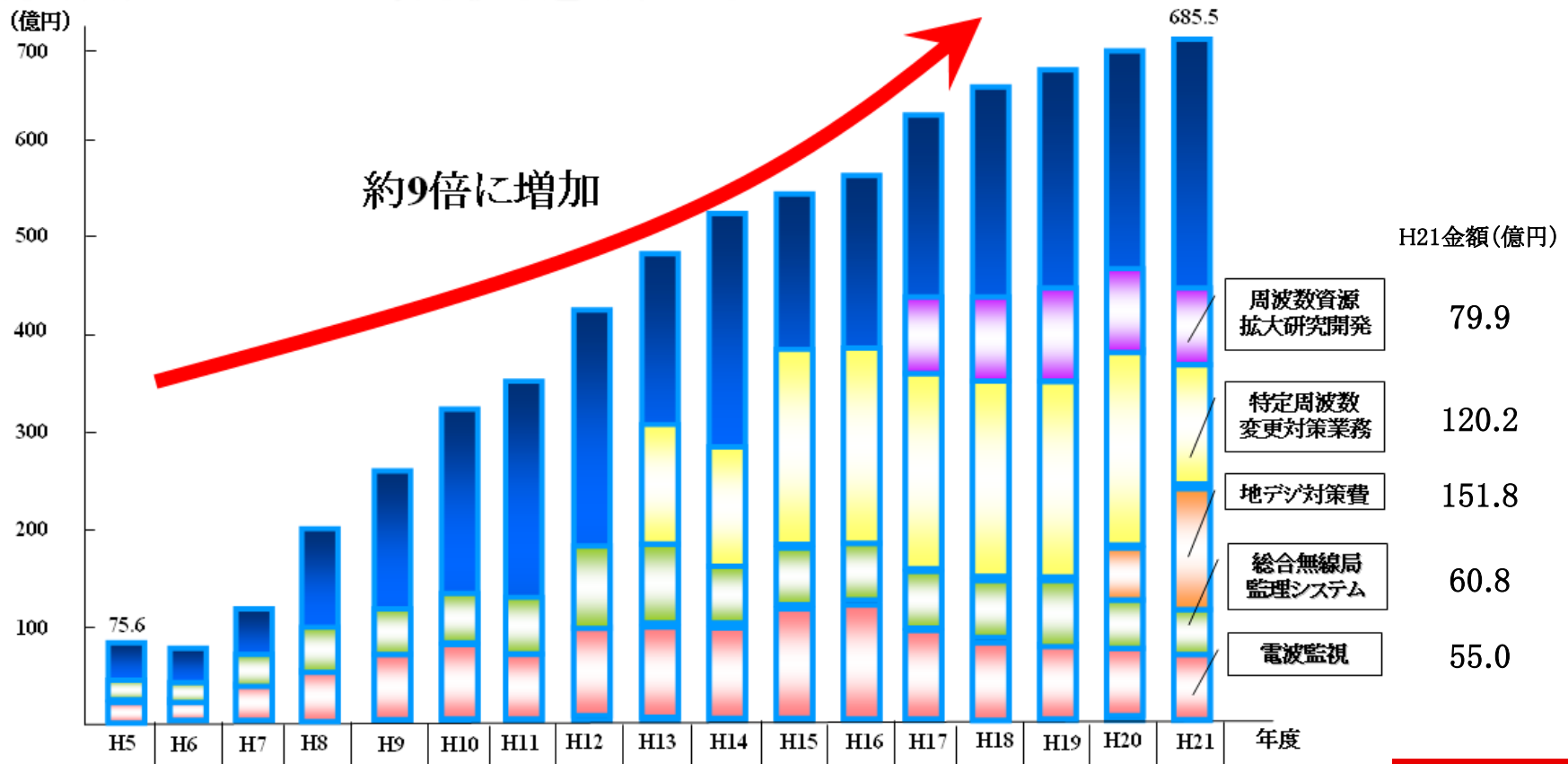
③電波利用料の負担公平性

- ・無線システム間の負担のバランスを再度議論すべき

①電波利用料の予算規模 1/2

予算規模は少なくとも現在のレベルより大きくならないようにすべき

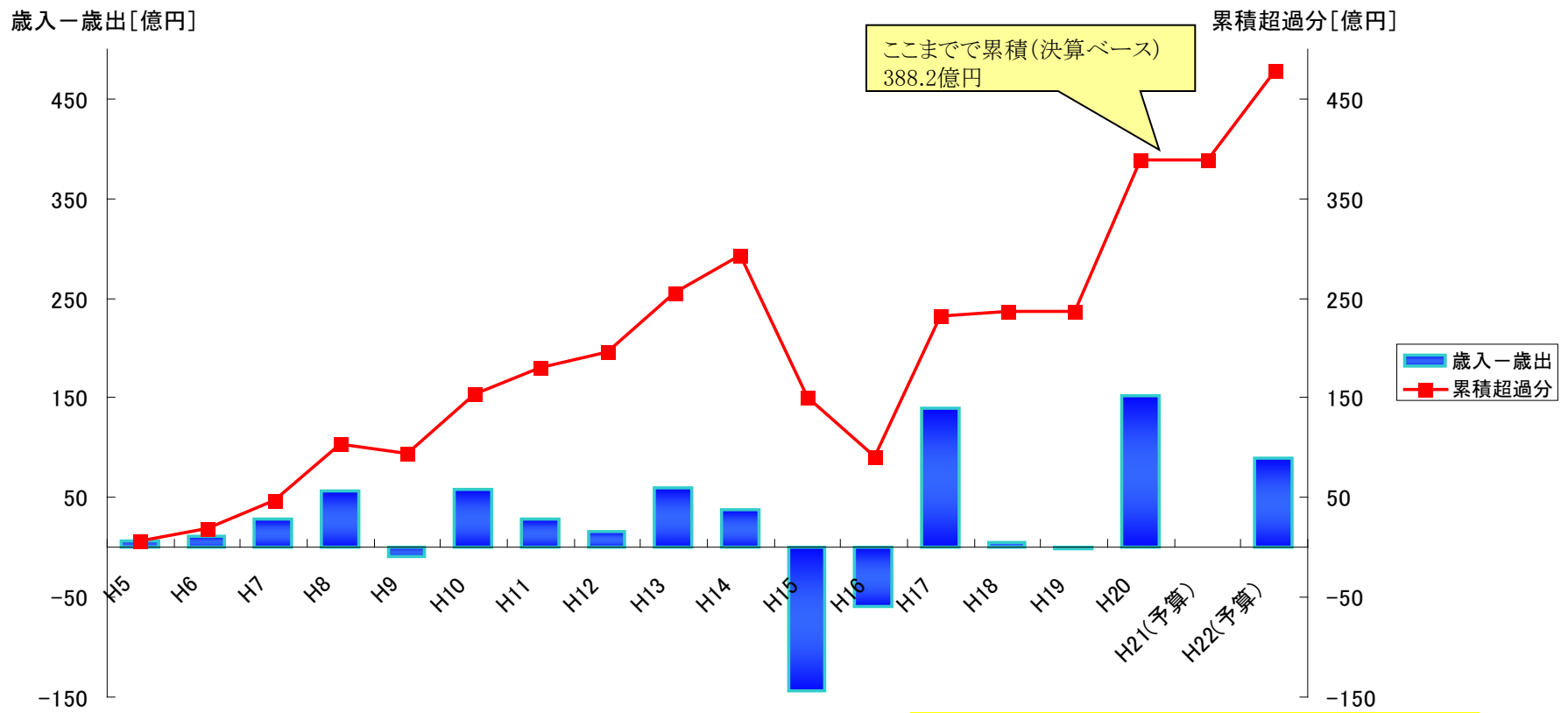
- 電波利用料の規模は、制度が創設された平成5年の予算75.6億円に比べて平成21年度は685.5億円と約9倍に増加して高止まりしており、少なくとも現在の規模より大きくならないようにすべき
- 総合無線局監理システムや電波監視事務は、さらなる事務・設備投資の効率化を行い、費用を最小化すべき。また、研究開発についても、電波法に規定されている概ね5年以内の実用化が認められる基礎的開発であることは引き続き遵守すべき



①電波利用料の予算規模 2/2

電波利用料の“歳出 = 歳入”のバランスを確保すべき

- ・平成5年～20年の電波利用料の差額の累積(決算ベース)が388.2億円の歳入超過となっており、また平成22年度予算においてもさらに歳入が90億円上回っている
- ・歳入が超過した分は電波利用料の引下げを行うか、または地デジの後年度負担の償還に充当し、かつ翌年以降の電波利用料の引き下げ原資とすべき



出典:総務省 電波利用料ホームページ
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/account/index.htm>

②電波利用料の使途

使途項目内の見直し、及び項目の縮減をすべき

・電波利用料の使途は、現在合計12項目まで増えており、「無線局全体の受益を直接の目的として行う」ことを基本に改めて項目内の見直し、項目の縮減をすべき

創設時(平成5年4月施行時)の使途

- ・「電波監視施設の整備・運用」
- ・「総合無線局監理システムの整備・運用」
- ・「その他(無線局全体の受益を直接の目的として行う事務)」

拡大

現在の使途

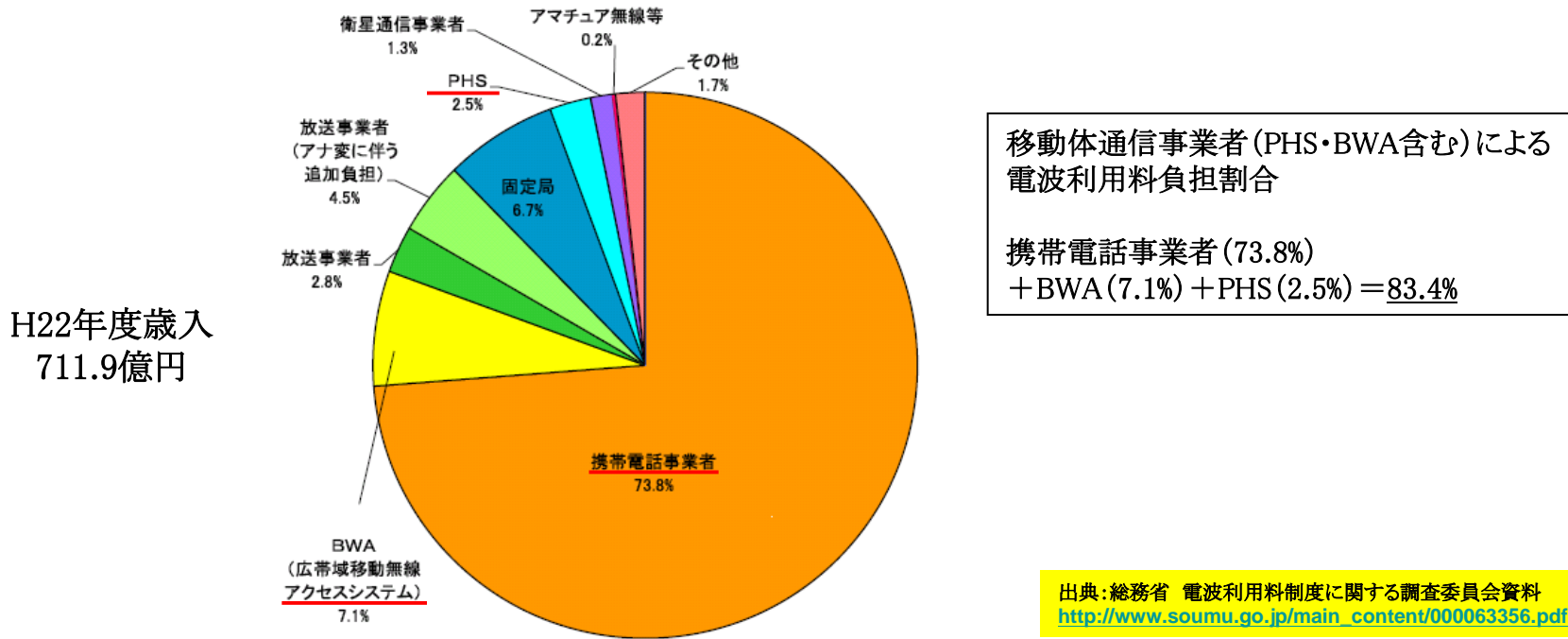
- ・「電波監視施設の整備・運用」
- ・「総合無線局監理システムの整備・運用」
- ・「電波資源拡大のための研究開発の実施」
- ・「電波の人体等への影響に関する調査」
- ・「標準電波の発射」
- ・「特定周波数変更対策業務」
- ・「特定周波数終了対策業務」
- ・「無線通信を利用することが困難な地域への設備整備の援助」
- ・「電波遮へい対策」
- ・「周波数の使用等に関するリテラシー向上」
- ・「地上デジタル放送の受信に必要な設備整備のための補助」
- ・「電波利用料に係る制度の企画・立案、その他使途の事務に附帯する事務」

・特定の分野の電波利用の促進に電波利用料財源を利用するに当たっては、原則として、当該施策によって歳出規模が将来的に増大するものでないこと、並びに周波数帯が新たに生まれる、または周波数帯に新たに相当数の無線局が導入できる等、明らかに電波の有効利用に資するものとすべき

③電波利用料の負担の公平性

負担のバランスを再度議論すべき

- ・電波利用料の負担については、前回の議論の結果、放送事業者の負担が段階的に増やされているものの、依然として移動体通信事業者(PHS・BWA含む)の負担は平成22年度で83%を超える状況
- ・現行の受益と負担のバランスを考慮すると、無線システム毎の特性に応じた係数(「特性係数」)がもたらした効果の再検証が必要
- ・また、例えば売上に応じた利用料負担等、事業規模に応じた負担も検討すべき



「電波の経済的価値の反映」とは新しい電波ビジネスの出現をもたらすもの

- ・周波数割当は新たな市場の創出や競争促進に資すものであるべきであり、それによって創出される市場規模を電波の経済的価値の重要な指標とすべき
- ・総務省が行ってきているこれまでの各種の政策及び事業者の競争状況の評価を踏まえた議論が重要

(例)

- ・新規参入への周波数割当
- ・MVNOの促進
- ・SIMロック解除 等

成長戦略を牽引する高速モバイルに向けては、競争中立的な周波数割当が必要

